

長久手市地域包括ケア推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の規定に基づき、市内の全ての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防及び生活支援が一体的に提供される地域包括ケアを推進するため、長久手市地域包括ケア推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく老人福祉計画並びに法第117条の規定に基づく介護保険事業計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 地域包括ケアシステムの構築及び推進に関すること。
- (3) 認知症施策の推進に関すること。
- (4) 地域包括支援センターの設置及び運営に関すること。
- (5) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの整備及び運営に関すること。
- (6) 在宅医療・介護連携の推進に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、高齢者福祉又は地域包括ケアに必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護保険被保険者又は介護保険サービス等の利用者
- (2) 介護支援専門員
- (3) 介護保険事業者
- (4) 保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者

- (5) 地域における保健又は医療に係る者
- (6) 地域福祉に係る団体の者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、会務を総理する。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、第3条に規定する委員のほか、必要な者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会長は、相当と認めるときは、委員及び事務局が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、会議を開催し、審議及び採決を行うことができる。
- 6 前項の方法によって会議に参加した委員は、当該会議に出席したものとみなす。

(地域包括支援センター及び地域密着型サービス等運営分科会)

第7条 第2条第4号及び第5号に掲げる事項については、地域包括支援センター及び地域密着型サービス等運営分科会を設置して協議

する。

- 2 地域包括支援センター及び地域密着型サービス等運営分科会は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66に規定する地域包括支援センター運営協議会を兼ねるものとする。また、法第42条の2第5項、第54条の2第5項、第78条の2第7項、第78条の4第6項、第115条の12第5項及び第115条の14第6項に規定する事項を行う場合に必要な措置として位置づけるものとする。
- 3 地域包括支援センター及び地域密着型サービス等運営分科会に属する委員は、協議会委員の中から会長又は市長が指名する。
- 4 地域包括支援センター及び地域密着型サービス等運営分科会の運営等については、第5条及び第6条の規定を準用する。

（医療・介護・福祉ネットワーク運営分科会）

第8条 第2条第6号に掲げる事項については、医療・介護・福祉ネットワーク運営分科会を設置し、関係機関の連絡調整を行う。

- 2 医療・介護・福祉ネットワーク運営分科会に属する委員は、協議会委員及び協議会委員以外に第3条第2項に掲げる者の中から会長又は市長が指名する。
- 3 医療・介護・福祉ネットワーク運営分科会の運営等については、第5条及び第6条の規定を準用する。

（守秘義務）

第9条 委員は、職務上知り得た個人情報その他の秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第10条 協議会の庶務は、市の高齢者福祉を所掌する部署において処理する。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 長久手市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

- (2) 長久手市地域包括支援センター及び地域密着型サービス等運営協議会設置要綱

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。